

### 3 整備候補地の選定経緯①

#### (1) 外部有識者による新たな産業廃棄物最終処分場の検討

- ・平成31年3月に「新産業廃棄物最終処分場整備のあり方検討委員会」を設置
- ・基本方針，整備可能地について検討

○「新産業廃棄物最終処分場の整備のあり方に関する基本方針」を策定（令和元年8月20日）

#### <基本方針の概要>

- ◇公共関与の手法により管理型処分場を整備（おおむね170万 $\text{m}^3$ ～260万 $\text{m}^3$ を確保）
- ◇エコフロンティアかさまの埋立終了時期を見据え，令和7年度の供用開始を目途に整備を推進 等



県内産業の安定した経済活動を支えていくため，エコフロンティアかさまの後継施設として，新たな最終処分場の整備を進めることとしました

## 整備候補地の選定経緯②

### ○整備可能地の選定

#### 1次スクリーニング(R1.10.7)

#### 法令による規制状況等の確認【立地回避区域の設定】

##### <立地回避区域>

- ・法令上の規制区域(都市計画法, 都市公園法, 景観法, 市町村景観条例, 生産緑地法, 土壌汚染対策法, 廃棄物処理法, 自然公園法, 茨城県立自然公園条例, 首都圏近郊緑地保全法, 自然環境保全法, 茨城県自然環境保全条例, 鳥獣保護法, 種の保存法, 森林法, 河川法, 地すべり防止法, 砂防法, 土砂災害防止法, 文化財保護法, 茨城県文化財保護条例 等)
- ・立地上の制約区域(浸水想定区域, 津波浸水区域 等)

#### 茨城県内全域から立地回避区域を除き, 整備可能地要件と基本方針の埋立規模要件を満たす箇所を抽出

##### 【整備可能地要件】

- ・地形・地質(土砂災害危険箇所, 地すべり地形箇所に該当しない)
- ・浸出水の処理水放流要件(下水道計画区域から直線距離5km以内の区域内)
- ・外部搬入道路要件(2車線以上の幅員を有する道路からの直線距離が1km以内の区域内)
- ・周辺要件(候補地を含む250m四方内に, 人口1人以上が居住している及び利用されている土地がないか)
- ・地下水位が地表面付近にない
- ・活断層や活断層の疑いのある地形が確認されていない
- ・土地利用計画(農用地区域に該当しない)
- ・自然環境保全(茨城の名木・巨木が存在しない, 植生自然度9(自然林), 10(自然草原)の区域が存在しない(※)) 等 (※植生自然度:植生に対する人為の影響の度合いにより, 日本の植生を10の類型に区分したもの)

##### 【埋立規模要件】

- ・全体必要面積が, おおむね30~50haを確保できる

46箇所  
を抽出

## 整備候補地の選定経緯③

### 2次スクリーニング(R1.12.9)

#### 自然条件, 生活環境条件, 社会条件, 建設条件を満たす箇所を抽出

##### 【自然条件】

- ・地形・地質・地盤(地盤の透水性, 地盤支持力)
- ・希少動植物の生息可能性  
(植生自然度8(自然林, 自然植生に近い二次林)以上の地域の有無)

##### 【生活環境条件】

- ・利水状況(おおむね1km以内のダム, 農業用水の取水位置の有無)

##### 【社会条件】

- ・埋蔵文化財包蔵地の有無
- ・おおむね1km以内の静穏な環境を保全する必要がある施設(学校, 保育所, 病院, 特養等)の有無
- ・おおむね500m以内の建物の件数が300件未満
- ・おおむね1km以内の観光地の有無

##### 【建設条件】

- ・地形, 現況の土地を利用した必要な施設の配置可能性
- ・おおむね50m以内の湖沼, ため池の有無
- ・開発計画の有無

13箇所  
を抽出

# 整備候補地の選定経緯④

## 3次スクリーニング・総合評価(R2.2.17)

現地調査の上、施設配置を検討し、自然環境や生活環境への影響が少なく、経済性に優れている箇所を選定

【現地調査】 地形、地質、植生、土地利用、主要道路の状況を確認

### 【自然環境】

- ・地盤の状況について、表層地盤増幅率(地震の力を割増しする係数で、大きいほど揺れやすい)を評価

### 【生活環境】

- ・敷地境界から300m以内の住居数(事業所含む)を評価
- ・敷地境界から直近住居(事業所含む)までの距離を評価
- ・下水道整備区域までの距離を評価

### 【経済性】

- ・1 m<sup>3</sup>当たりの概算工事単価を評価
- ・排出重心からの直線距離を評価
- ・最寄り高速道路ICからの距離を評価

### 【その他】

- ・中間処理施設の確保の可能性
- ・不法投棄事案発生状況の有無

3箇所  
を選定

〔 城里町上古内  
常陸太田市和田町  
日立市諏訪町 〕

# 整備候補地の選定経緯⑤

## (2) 整備候補地の選定 「新産業廃棄物最終処分場整備候補地選定会議」(計3回)

県幹部で構成する選定会議(議長:副知事)において、有識者による検討委員会の評価結果を踏まえ、県として自然環境及び、生活環境への影響や事業効率性の観点から、3箇所の整備可能地の評価を行い、評価が高い候補地を選定

[自然環境及び生活環境への影響や懸念、事業効率性について○, △で評価]

### 1. 自然環境への影響について

項目	城里町上古内		常陸太田市和田町		日立市諏訪町	
地形(造成による影響)	山林を伐採, 谷津田跡を掘削して造成	△	山林を伐採して造成	△	採石場跡地で既に開発された場所	○
地盤・地質	不透水性の強固な岩盤	○	不透水性の強固な岩盤	○	不透水性の強固な岩盤	○
植生・動植物	山林伐採による影響	△	山林伐採による影響	△	植生はほとんど見られない	○

「日立市諏訪町」は、既に開発された採石場跡地で、植生がほとんど見られず、地盤が強固であり、現況を活かしてより安全な施設整備が可能であることから、自然環境への影響が最も少ないと評価

# 整備候補地の選定経緯⑥

## 2. 生活環境への影響について

項目	城里町上古内		常陸太田市和田町		日立市諏訪町	
周辺住居の状況	300m以内:20戸程度, 500m以内:60戸程度	△	300m以内:20戸程度, 500m以内:70戸程度	△	300m以内:1戸(事業所), 500m以内:30戸程度	○
候補地周辺の 飲用水の状況	上水道給水区域	○	上水道給水区域	○	上水道給水区域	○
浸出水処理(周辺 河川への影響)	公共下水道へ接続予定	○	公共下水道へ接続予定	○	公共下水道へ接続予定	○
交通アクセス	幹線道路利用により良好	○	幹線道路利用により良好	○	幹線道路利用により良好	○
交通安全への 影響	大型車の通行にも支障がない	○	一部市街地, 観光地へのアクセス道路	△	一部市街地, 小学校あり	△
主な産業等	農業地域であり農業へ影響の おそれあり	△	農業地域であり農業へ影響の おそれあり	△	工業地域であり利便性向上の 可能性	○
自然・文化・ 観光施設	周辺に文化財はあるが, 観光へ の影響は少ない	○	観光アクセス道路と重複し配慮が必要	△	周辺の公園や水辺が市民の 憩いの場として利用されており 配慮が必要	△
処分場設置による 景観への影響	周辺集落から見える可能性あり	△	周辺集落から見える可能性あり	△	周辺集落からは見えない	○

「日立市諏訪町」は、周辺300m以内に住居はなく、事業所が1戸のみで、生活環境への影響は他2箇所より少ない。また、工業地域のため、農業への影響がほとんどなく、景観への影響もない。以上のことから、「日立市諏訪町」は、生活環境への影響が最も少ないと評価  
 なお、周辺の公園等への配慮や、最終アクセスについての交通安全面への配慮が必要

# 整備候補地の選定経緯⑦

## 3. 事業効率性について

※ 埋立容量は、概算整備費を比較するため、現況地形をもとに目安として想定したもの

項目	城里町上古内		常陸太田市和田町		日立市諏訪町	
地権者数(登記簿上)	30名程度, 相続未了地あり	△	20名程度, 相続未了地あり	△	1名	○
概算整備費[下水道整備区域までの距離]	約262億円 [約8.0km]	△	約202億円 [約0.3km]	○	約208億円 [約2.4km]	○
事業利益予測	約64億円 〔埋立容量:約224万m <sup>3</sup> 〕 稼働期間約21年	○	約90億円 〔埋立容量:約214万m <sup>3</sup> 〕 稼働期間:約20年間	○	約121億円 〔埋立容量:約244万m <sup>3</sup> 〕 稼働期間:約23年間	○

「日立市諏訪町」は、他2箇所と比較して、事業計画に沿った用地買収が可能と推測され、かつ、現処分場と同程度の容量が確保でき、中長期の事業利益の安定確保が見込まれることから、事業効率性が最も高いと評価した。

## 4. 総合評価結果について

項目	城里町上古内	常陸太田市和田町	日立市諏訪町
自然環境への影響	○:1, △:2	○:1, △:2	○:3, △:-
生活環境への影響	○:5, △:3	○:3, △:5	○:6, △:2
事業効率性	○:1, △:2	○:2, △:1	○:3, △:-
合計	○:7, △:7	○:6, △:8	○:12, △:2

『日立市諏訪町』が、○評価の数が最も多く(12個)、整備候補地に選定

### ○整備候補地の決定

#### 整備候補地を『日立市諏訪町』に決定

県では、選定会議の結果を踏まえ、『日立市諏訪町』の日立セメント太平田鉦山跡地を新たな産業廃棄物最終処分場整備候補地として決定し、整備を図ることとしました

#### 事業主体を「一般財団法人 茨城県環境保全事業団」に決定

エコフロンティアかさまの事業主体として、公共関与の役割を担い、環境保全や地域との共生を図りながら、県内の産業廃棄物や災害廃棄物の迅速な処理に貢献し、安全安心な施設運営を行ってきた実績のある「一般財団法人 茨城県環境保全事業団」に決定しました